

帯広市保健福祉センター広告掲出要領

(趣旨)

第1条 帯広市保健福祉センターの壁面等（以下「センター壁面等」という。）に掲出する広告の募集及び掲出に関し必要な事項は、帯広市広告掲載要綱（平成19年4月1日制定。以下「要綱」という。）及び帯広市広告掲載基準（平成19年4月1日制定。以下「基準」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(広告掲出位置の指定等)

第2条 帯広市保健福祉センター館長（以下「館長」という。）は、センター壁面等における未利用部分について、広告媒体として活用することが適当と認めるときは、当該未利用部分を広告掲出位置として指定するものとする。

2 前項の規定により指定した広告掲出位置（以下「指定広告掲出位置」という。）に掲出する広告の種類、規格、枠数及び掲出期間その他の広告掲出に係る条件は、指定広告掲出位置ごとに、その壁面等の性質に応じて館長が別に定める。

(広告掲出の制限)

第3条 要綱第4条第2項各号のいずれかに該当する広告又は基準第4条各号のいずれかに該当する業種若しくは事業者に係る広告のほか、次の各号のいずれかに該当する広告は、センター壁面等に掲出しない。

- (1) 会社名又は商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 絵柄、文字等が過密であるもの
- (3) 意味なく身体の一部を強調するようなもの
- (4) 著しくデザイン性が劣るもの又は意味不明なもの
- (5) その他帯広市保健福祉センターの美観を著しく損い、市民等に不快感を起こさせるおそれがあるもの

(広告を掲出する期間)

第4条 広告を掲出する期間は、1カ月を単位として、広告掲出の決定をした期間とする。

2 広告掲出は、原則として、月の初日に開始し、月の末日に終了するものとする。ただし、広告掲出を開始する日（以下「広告掲出開始日」という。）又は終了する日（以下「広告掲出終了日」という。）が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「市の休日」という。）に当たるとした場合の広告掲出開始日は市の休日の翌日とし、広告掲出終了日は市の休日の前日とする。

(広告を市が直接募集する場合の広告の募集)

第5条 要綱第6条及び第7条に定めるもののほか、広告の募集の時期、方法その他必要な事項は、館長が別に定める。

(広告を市が直接募集する場合の広告の選定)

第6条 要綱第8条の選定に当たって、要綱、基準及びこの要領に適合する広告が広告枠数を超える場合は、市内に事務所等を有する企業等又は自営業者であるものを優先するものとする。この場合において、同順位の申込みが複数あるときは、掲出希望月毎に、申込みに係る枠数が多い広告掲出希望者に係るものを優先して選定することができる。

2 前項の規定により選定した広告がなお広告枠数を超える場合は、抽選により選定するものとする。ただし、抽選に先立って広告掲出希望者と調整を行うことができる。

(承諾書の提出)

第7条 市長は、前条の規定により広告掲出の決定を受けた広告掲出希望者(以下「広告主」という。)から、市長が別に指定する日までに、承諾書を徴取するものとする。

(広告代理店の選定)

第8条 要綱第14条の規定により、広告掲出枠を広告掲出事業を営むもの(以下「広告代理店」という。)に売り渡すことができる。

2 前項に規定する広告代理店の選定方法は、館長が別に定める。

(広告掲出枠を売り渡す場合の広告の募集及び選定等)

第9条 広告の募集及び選定は、取扱広告代理店の決定を受けた広告代理店等により、要綱第16条に準じて行うものとする。

2 広告募集の時期は、館長が別に定める。

3 広告代理店は、要綱第16条第2項に基づく市との協議に当たり、要綱、基準及びこの要領に適合することを証する書類を提出するものとする。

4 要綱第16条第3項に定める書類は、広告代理店を経由し市に提出するものとする。

(広告掲出枠の売渡方法)

第10条 広告代理店は、前条に基づく広告の選定後その掲出数に応じ、市との間で広告掲出枠の売渡しに関する契約を締結するものとする。ただし、広告の選定前に広告掲出枠を売り渡す場合は、事前に契約を締結するものとする。

2 要綱、基準及びこの要領に適合する広告が広告枠数を超える場合は、抽選により掲出する広告を決定するものとする。ただし、抽選に先立って広告代理店と調整を行うことができる。

3 市は前項により掲出ができないこととなった広告に関し、一切の責任を負わないものとする。

(行政財産の使用の許可)

第 11 条 広告主又は広告代理店は、広告掲出に際し、あらかじめ、帯広市公有財産規則（昭和 55 年規則第 21 号。以下「公有財産規則」という。）に規定する行政財産の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けるものとする。

(広告掲出料)

第 12 条 広告主又は広告代理店は、市長が指定する日までに、承諾書又は契約書等に記載する広告掲出に係る料金（以下「広告掲出料」という。）及び帯広市行政財産使用料条例（昭和 45 年条例第 12 号）の規定に基づき算定した使用許可に係る使用料（以下「使用料」という。）を、それぞれ一括して納付するものとする。

- 2 広告掲出料は、要綱第 18 条ただし書きによる分割払いとし、分割納付の期日は契約に基づくものとする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、センター壁面等に掲出する広告掲出料の詳細については、館長が別に定める。

(広告の作成及び提出等)

第 13 条 広告主又は広告代理店は、市長が指定する日までに広告を作成し、市長に提出するものとする。この場合において、広告の作成及び提出に係る経費は、広告主又は広告代理店が負担するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による広告の提出があったときは、広告の内容等が要綱、基準及びこの要領に適合していることを確認するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による確認の結果、広告の内容等が適当でないとき認めるときは、広告主又は広告代理店に対し、広告の内容等の一部を訂正し、又は削除するよう求めることができる。広告掲出後においても同様とする。

(広告の掲出及び撤去)

第 14 条 広告の掲出及び撤去は、広告主又は広告代理店がその費用を負担して行うものとする。

(広告掲出の取消し等)

第 15 条 市長は、要綱第 10 条各号のいずれかに該当して広告掲出の決定を取り消したときは、掲出した広告を撤去し、又は広告掲出を一時中止するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲出を取り消したときは、当該広告主又は広告代理店に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定による広告掲出の取消し等により広告主又は広告代理店が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(広告掲出料の返還等)

第 16 条 市は、広告掲出の決定後、広告掲出開始日の前日までに、要綱第 12 条ただし書の規定により広告掲出を取り消したときは、広告主又は広告代理店から納付された広告掲出料の全額を、当該広告主又は広告代理店に返還するものとする。

2 市は、広告掲出期間中に、要綱第 12 条ただし書の規定により広告掲出を中止したときは、広告主又は広告代理店から納付された広告掲出料を、掲出できなかった期間に応じて、当該広告主又は広告代理店に返還するものとする。ただし、当該広告を掲出できなかった期間が 1 か月ごとにつき 1 日未満の場合を除く。

3 前項の場合において、広告掲出期間に 1 か月に満たない端数がある場合の当該月分の広告掲出料の返還については、当該月数の掲出日数を基礎として日割により計算するものとし、その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、館長が別に定めるときは、広告掲出料を返還しないものとする。

5 第 1 項及び第 2 項の規定により返還する広告掲出料には利子を付さない。

(広告掲出の取下げの申出)

第 17 条 広告主又は広告代理店は、自己の都合により広告掲出を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申し出があったときは、直ちに、掲出した広告を撤去させ、広告掲出の決定を取り消すものとする。

(広告の変更)

第 18 条 広告主又は広告代理店は、広告掲出期間が複数月の場合は、当該広告の内容を、原則として、1 か月単位で変更することができる。

2 広告主又は広告代理店は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、市長にあらかじめ協議の上、広告の内容を変更しようとする月の掲出開始日から起算して 10 日前までに、第 13 条第 1 項の規定に準じて広告を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告の内容の確認等については、第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(協議)

第 19 条 要綱、基準及びこの要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市及び広告主又は広告代理店が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(様式)

第 20 条 この要領に定める広告掲出に関し必要な様式は、要綱に定める様式例に準じて、館長が別に定める。

(その他)

第 21 条 この要領に定めるもののほか、センター壁面等に掲出する広告の取扱いに関して必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。